

茅野市森林経営管理制度実施方針（実施計画）

1 趣旨

茅野市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、茅野市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう茅野市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 令和4年度では、国有林を除く茅野市の森林面積は15,048haで林齢50年を超える森林が90%以上を占めている。
公有林（県、市町村、財産区）が7,140ha、私有林（集落、会社、社寺、団体、共有、個人など）が7,908haで構成され、そのうち10年以上施業されてない森林は公有林で5,556ha、私有林では6,196haとなっている。
長期間手入れされない森林は、森林が有する水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全、温暖化防止といった公益的機能低下が懸念される。
とりわけ、10年以上施業されてない所有者自ら管理する共有・個人などが所有する人工林1,132haの施業を急ぐ必要がある。
- 茅野市の上流域からは、八ヶ岳、車山の裾野を支流にする上川・宮川が市街地を通り諏訪湖に流れ込んでおり、上流域の立木及び土砂の流出は市民生活に及ぼす影響も大きく、下流域の治水の観点からも上流域の森林整備は重要となる。また、上流域には別荘地、ゴルフ場、スキー場等の施設も点在していることから、施設の利用者及び施設の保全の観点からも積極的な森林整備が求められる。
- 茅野市には東西に首都圏を結ぶ中央自動車道、国道20号、中央本線や、南北に伊那市から蓼科高原に抜ける国道152号線等の交通の要となる路線がいくつかあり、市の観光面からも重要な路線となっている。この路線から見える森林は、眺望の確保など良好な森林景観創出の面からも森林の整備が必要であり、また、一部路線については急傾斜警戒区域指定箇所が散在する山際近くを通るものもあるため、防災の面からも適切な森林整備が求められる。
- 農村地域の集落際の山林は、里山として古くから地域住民に親しまれてきたが、年々利用者も減り、現在では手入れの行き届いていない里山が多くなっている。森林整備の遅れた里山は野生鳥獣の棲家となっており、農家を中心に鹿などの有害鳥獣による農作物等の被害にもつながっている。森林整備による人と鳥獣の棲み分けや鳥獣被害の軽減が課題となっている。

(2) 基本的な考え方

森林経営管理制度の運用を通じて森林を取り巻く課題解決に努める。

3 森林所有者意向調査対象森林（以下、対象森林）について

(1) 対象森林の考え方

○市内の森林を16ブロックに分けて対象森林とする。（別紙1-1 ブロック図参照）

対象森林のうち次の要件を満たす森林を優先に森林所有者意向調査を進める。

- ・10年以上整備されていない所有者自ら管理する人工林
- ・森林整備の集積化を図ることにより適正な森林管理、効率の良い経営が期待できる森林
- ・土石流警戒区域並びに急傾斜警戒区域に指定されている森林
- ・課題解決を急ぐ森林

※ブロック指定外の森林であっても要件を満たす森林は対象森林として取り扱う場合がある。

○対象森林から除く森林

- ・経営計画樹立中の森林
- ・森林経営計画樹立候補森林
- ・里山整備利用地域認定森林
- ・公有林
- ・団体有林
- ・保安林
- ・スキー場、ゴルフ場等

※対象森林から除く森林であっても、一体施業の為に集積化する必要がある場合には対象森林とする場合がある。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源
834.01ha・・・詳細は別紙1 森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙1-2 対象森林範囲図のとおり

(3) 対象森林所有者意向調査(以下、意向調査)の方法、スケジュール等

- ・意向調査は準備が整い次第開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進め、その計画は別紙2の通りとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在住者については地区の状況によって自治会関係者等と連携し個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とする。

4 意向調査後の森林経営管理の方針

- ・対象森林が林業経営に適すると判断される場合には、市は意欲と能力のある林業事業者
に森林経営計画樹立の仲介をすることを原則とする。
また必要に応じて、経営管理実施権配分計画を定めて意欲と能力のある林業事業者
に経営管理を再委託することがある。
- ・対象森林が林業経営に適さないと判断される場合で市が必要と認める場合、市は所有者

等の同意を受けて伐採等を行うために林業事業者に作業を委託して経営管理を行う等の措置をとる。(市町村森林経営管理事業)

経営管理権を設定する方法、あるいは経営管理権を設定せずに行う方法がある。

- ・対象森林の森林整備については、市が森林の状況等を勘案して優先順位を判断する。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・市が森林経営管理制度を実施する（市民への制度周知、現に所有する者の特定、林地台帳の精度向上、意向調査、森林経営権利権の設定、森林の管理、整備等に要する）経費は森林環境譲与税をその財源として、財源の許す範囲で実施する。

6 その他特記事項

- ・森林経営管理制度実施方針は諏訪地域振興局や地域の山林団体関係者及び市民等の意見を参考として必要に応じて随時見直す。見直した結果は市民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果を積極的に森林簿に反映し、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の市の執行体制を考慮し必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。